

避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例措置の適用に関する証明事務の取扱いについて

〔 令和元年 6 月 11 日付け元経営第 354 号
農林水産省経営局長通知 〕

最終改正：令和 3 年 4 月 1 日付け 2 経営第 3429 号

平成 31 年 4 月 1 日、所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）の一部が施行され、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 4 第 1 項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が、同項の規定の適用を受ける同項に規定する農地等（福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の市町村内の区域で、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 4 条第 4 号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示（同号ロ又はハに掲げるものに限る。）の対象となっている区域（以下「特例対象区域」という。）内に所在するものに限る。）を特例対象事業（福島復興再生特別措置法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 46 条第 1 項に規定する復興整備計画に記載された事業、福島復興再生特別措置法第 34 条第 3 項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業及び福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業をいう。）の用に供するために譲渡した場合又は租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が、同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等（特例対象区域内に所在するものに限る。）を特例対象事業の用に供するために譲渡した場合における贈与税及び相続税について特例措置が講じられたところである。

これらの特例措置の適用を受けるために必要となる申請書に添付する書類の内容及び留意すべき事項は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに貴県内関係市町村長には対して、貴職より周知願いたい。

記

特例対象区域内に所在する農地等を特例対象事業の用に供するために譲渡した受贈者又は農業相続人が、所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 15 条により追加された東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 38 条の 2 の 3 第 1 項及び第 2 項の贈与税又は相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする場合は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成 23 年財務省令第 20 号。以下「臨時特例規則」という。）第 14 条の 2 の 3 において市町村長又は福島県知事の証明書を添付しなけ

ればならないこととされているところであり、その証明事務等については以下のとおりとする。

なお、市町村又は福島県は、特例対象事業の区分を含め、特例の対象となる受贈者等に対して適切に情報提供を行うなどにより、本特例措置を円滑に運用するものとする。

1 譲渡農地等が特例対象区域内にある旨の証明書（臨時特例規則第14条の2の3第1項及び第3項関係）

- (1) 本証明書の交付を受けようとする者は、別紙様式1を譲渡した農地等の所在地の市町村に提出するものとする。
- (2) 市町村は、(1)により提出された別紙様式1に係る農地等が特例対象区域内に存すると認められるときは、当該別紙様式1の証明書番号及び証明年月日を記載し、当該市町村長の記名・押印の上、申請者に交付するものとする。

2 特例対象事業の用に供するための譲渡である旨の証明書（臨時特例規則第14条の2の3第1項及び第3項関係）

- (1) 本証明書の交付を受けようとする者は、別紙様式2を次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める者に提出するものとする。
 - ア 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業 市町村
 - イ 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業 市町村
 - ウ 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還・移住等環境整備交付金の交付を受けて行われる事業 市町村又は福島県
 - エ 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業 市町村又は福島県
- (2) 市町村又は福島県は、(1)により提出された別紙様式2に係る農地等が特例対象事業の用に供するために譲渡されたと認められるときは、当該別紙様式2の証明書番号及び証明年月日を記載し、当該市町村長又は福島県知事の記名・押印の上、申請者に交付するものとする。

3 取得した農地又は採草放牧地が特例対象区域内にある旨の証明書（臨時特例規則第14条の2の3第2項及び第4項関係）

- (1) 本証明書の交付を受けようとする者は、別紙様式3を取得した農地又は採草放牧地の所在地の市町村に提出するものとする。
- (2) 市町村は、(1)により提出された別紙様式3に係る農地又は採草放牧地が特例対象区域内に存すると認められるときは、当該別紙様式3の証明書番号及び証明年月日を記載し、当該市町村長の記名・押印の上、申請者に交付するものとする。